

### Ⅲ. 特別災害対策編



# 第1章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策

## 第1節 総則

### 第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

### 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第2節第4「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

## 第2節 災害対策本部等の設置等

### 第1 災害対策本部等の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

Ⅱ 自然災害対策編 第2章第2節第5「災害対策本部」を準用する。

### 第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、町災害対策本部条例及びⅡ 自然災害対策編 第2章第2節第2「組織及び配備体制等」を準用する。

### 第3 災害応急対策要員の参集

災害応急対策要員の参集にあたっては、Ⅱ 自然災害対策編 第2章第2節第3「職員参集」に基づいて参集する。

また、職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

## 第3節 地震発生時の応急対策等

### 第1 地震発生時の応急対策

#### 1 情報の収集・伝達

浦幌町は、防災関係機関と連携し、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集するものとする。

情報の収集・伝達は、Ⅱ 自然災害対策編 第2章第4節第2「地震、津波情報の伝達」、第4「災害情報等の収集、伝達」を準用する。

また、町長は、大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。また、津波注意報が発表された場合は、海浜等にある者に対し直ちに退避し、安全な場所に避難するよう指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときも、同様の措置をとるものとする。

また、津波来襲が切迫している場合にあっては、必要に応じ最寄りのできるだけ高い場所などに緊急避難するよう指示するものとする。

浦幌町は、強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対し、海岸等からの退避、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、町長は、必要と認める場合には、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行うものとする。

#### 2 施設の緊急点検・巡視

浦幌町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

被災情報の把握については、Ⅱ 自然災害対策編 第2章第4節第4－8「被害状況報告」を準用する。

#### 3 二次災害の防止

浦幌町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実

施するものとする。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずるものとする。

また、北海道及び浦幌町は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮するものとする。

#### 4 救助・救急・消火・医療活動

---

救助・救急・消火・医療活動については、Ⅱ 自然災害対策編 第2章第3節第1「地震火災等対策」、第6「医療、医療救護及び助産活動」を準用する。

#### 5 物資調達

---

浦幌町は、発災後適切な時期において、浦幌町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を北海道に供給要請する。

物資調達については、Ⅱ 自然災害対策編 第2章第5節第4「衣料、生活必需品等の物資供給活動」、第5「食糧供給活動」、第6「給水対策」を準用する。

#### 6 輸送活動

---

輸送活動については、Ⅱ 自然災害対策編 第2章第5節第3「輸送対策」を準用する。

#### 7 保健衛生・防疫活動

---

保健衛生・防疫活動については、Ⅱ 自然災害対策編 第2章第3節第7「行方不明者の捜索及び死体の収容処理、埋葬」、第10「防疫対策」、第11「廃棄物処理等活動」を準用する。

## 8 帰宅困難者対策

浦幌町は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者の支援策等について、検討するものとする。

### 第2 資機材、人員等の配備手配

#### 1 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保については、Ⅱ 自然災害対策編 第2章第5節第4「衣料、生活必需品等の物資供給活動」、第5「食糧供給活動」、第6「給水対策」を準用する。

#### 2 人員の配置

浦幌町は、人員の配備状況を北海道に速やかに報告するとともに、必要に応じて北海道に人員の派遣等を要請する。

#### 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、浦幌町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

### 第3 他機関に対する応援要請

- (1) 浦幌町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、Ⅱ 自然災害対策編 第2章第6節第2「広域応援体制」を準用する。  
また、自衛隊の派遣については、Ⅱ 自然災害対策編 第2章第6節第1「自衛隊の派遣要請」を準用する。
- (2) 浦幌町は必要があるときは、(1)に掲げる広域応援計画に基づき、応援を要請するものとする。

## 第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

### 1 津波からの防護のための施設の整備等

(1) 河川、海岸、漁港の管理者並びに浦幌町は、津波の発生が予想される場合には、速やかに水門、樋門等の操作準備を行い、必要に応じて操作するものとする。なお、河川、海岸、漁港等において工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

(2) 河川、海岸、漁港の管理者は、津波による被害を防止・軽減するための堤防、樋門等の点検や自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画について必要に応じ別に定めるものとする。

また、樋門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法については、特に、冬期において積雪や凍結の影響により樋門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するように配慮するものとし、必要に応じ別に定めるものとする。

(3) 津波により孤立が懸念される地域において必要に応じヘリコプター臨時発着場、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。

### 2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、第2章第4節第2のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

(1) 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されるものとする。

また、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮すること。

(2) 居住者等及び観光客等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、海浜等から退避するとともに、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手



や北海道及び市町村等による津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努めるものとする。

(3) 浦幌町は、北海道等から津波警報等の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底するものとし、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備するものとする。

(4) 浦幌町は、漁船等に対して速やかに津波警報等の伝達を行うものとする。

この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。

(5) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実に把握するための情報伝達体制等を整備するものとする。

### 3 避難対策等

(1) 地震発生時において津波による避難の指示の対象となる地区は、次のとおりである。

厚内一・三区

厚内二区

厚内四区

厚内五区

直別

十勝太

吉野一区

吉野二区

吉野三区

共栄

統太

愛牛

生剛

養老

朝日

豊北

静内

なお、浦幌町は別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として高齢者、子ども、病人、障がい者等の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

また、浦幌町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

(2) 浦幌町は、(1)に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知をするものとする。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険（浸水域）の範囲

ウ 指定緊急避難場所

エ 避難指示の伝達方法

オ 指定緊急避難場所にある設備、物資等及び指定緊急避難場所において行われる救護の措置等

カ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(3) 浦幌町は、指定避難所を開設した場合は、当該指定避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

(4) 地域の行政区・自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(5) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

ア 浦幌町は、地域単位に、自力避難の困難な避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

イ 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示が行われたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・行政区・自主防災組織が指定する者が担当するものとする。

ウ 地震が発生した場合、浦幌町はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

- (6) 浦幌町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- (7) 浦幌町は、指定緊急避難場所へのアクセス道路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- (8) 指定緊急避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。
- ア 浦幌町が指定緊急避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
- ① 収容施設への収容
  - ② 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
  - ③ その他必要な措置
- イ 浦幌町はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
- ① 流通在庫の引き渡し等の要請
  - ② 北海道に対し北海道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
  - ③ その他必要な措置
- (9) 浦幌町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施する。

#### 4 消防機関等の活動

- (1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
- ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達については、Ⅱ 自然災害対策編 第2章第4節第2「地震・津波情報の伝達」を準用する。
- イ 津波からの避難については、Ⅱ 自然災害対策編 第2章第3節第3「避難対策」を準用する。
- ウ 行政区・自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- エ 救助・救急等については、Ⅱ 自然災害対策編 第2章第3節第4「救助救出活動」を準用する。
- (2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、警防規程に定めるところによる。

## 5 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

### (1) 上下水道

浦幌町は、津波からの円滑な避難を確保するため、上下水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を施すことに努める。

また、応急復旧等については、Ⅱ 自然災害対策編 第2章第5節 第7「上下水道施設対策」を準用する。

### (2) 電気

ア 電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、冬期においても確実に電力が供給できるよう、また、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

イ 指定公共機関北海道電力ネットワーク株式会社帯広支店、同北海道電力ネットワーク株式会社釧路支店が行う措置は、別に定めるところによる。

### (3) ガス

ア ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

### (4) 通信

ア 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む）、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。

イ 指定公共機関東日本電信電話株式会社北海道事業部が行う措置は、別に定めるところによる。

### (5) 放送

ア 放送事業者は、地震・津波等に伴う避難指示についての放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難指示の情報伝達に努めるものとする。

イ 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報

道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防災措置を講ずるものとする。

ウ 指定公共機関日本放送協会帯広放送局が行う措置は、別に定めるところによる。

エ 指定地方公共機関北海道放送株式会社、同札幌テレビ放送株式会社、同北海道テレビ株式会社、同北海道文化放送株式会社、同株式会社テレビ北海道、同株式会社エフエム北海道、同株式会社エフエムノースウエーブが行う措置は、別に定めるところによる。

## 6 交通対策

### (1) 道路

ア 浦幌町、北海道公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

イ 道路管理者は、指定緊急避難場所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止等のための必要な措置を講ずるものとする。

### (2) 海上

海上保安部、海上保安署及び漁港管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて、巡視船艇による指導、船舶交通の規制を行うものとする。

### (3) 鉄道

ア 鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずるものとする。

イ 鉄道事業者は、列車の乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画等を定めるものとする。

## 7 浦幌町が自ら管理又は運営する施設に関する対策

### (1) 特定かつ多数の者が出入りする施設

浦幌町が管理する庁舎、公民館、会館、社会福祉施設、診療所等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

- ① 津波警報等の入場者等への伝達
- ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ④ 出火防止措置
- ⑤ 消防用設備の点検、整備
- ⑥ 非常用発電装置の確保、防災行政無線、テレビ・ラジオなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- ① 診療所にあつては、重症患者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- ② 社会福祉施設にあつては、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置  
なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

### (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部等がおかれる庁舎等は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を浦幌町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ① 可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める指定緊急避難場所又は応急救護所がおかれる学校等の管理者は(1)のアの掲げる措置を講ずるとともに、浦幌町が行う指定緊急避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

### (3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

## 第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備する施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画により推進するものとする。

### (1) 建築物、構造物等の耐震化

地震に対する建築物、構造物等の安全性を高めることにより、地震発生時の被害を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、地震発生時の災害対策の円滑な実施を確保する。

### (2) 指定緊急避難場所へのアクセス道路の整備

指定緊急避難場所へのアクセス道路の安全を確保するため、維持補修に努める。

### (3) 消防用施設の整備等

地震発生後予想される火災から町民の生命・身体及び財産を守るため、施設の維持管理及び施設等の整備を推進するものとする。

### (4) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

被災時の代替機能を考慮しながら道路の維持管理を推進する。

### (5) 通信施設の整備

浦幌町その他防災関係機関は、Ⅰ基本編 第1章第2節第4「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」及びⅡ自然災害対策編 第2章第4節第4「災害情報等の収集、伝達」に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

## 第6節 防災訓練計画

(1) 浦幌町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

また、Ⅱ自然災害対策編第1章第2節第1「防災訓練計画」を準用する。

(2) 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。

(3) 浦幌町は、行政区・自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、北海道に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

(4) 浦幌町は、北海道、防災関係機関、行政区・自主防災組織等と連携して、次のような、より具体的かつ実践的な訓練を行う。

ア 要員参集訓練及び本部運営訓練

イ 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練

エ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各指定緊急避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に北海道及び防災関係機関に伝達する訓練



## 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

浦幌町は、防災関係機関、地域の行政区・自主防災組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

また、Ⅱ 自然災害対策編 第2章第5節「災害広報活動」を準用する。

### (1) 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- エ 職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

### (2) 住民等に対する教育・広報

浦幌町は、住民等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。

浦幌町は、関係機関と協力して地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

浦幌町が実施する防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育・広報の方法として、パンフレット・チラシ等印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

- ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報入手の方法
- オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- キ 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ク 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- ケ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

### (3) 児童、生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

- ア 過去の地震及び津波災害の実態
- イ 地震や津波の発生のおよび危険性
- ウ 地震や津波に対する身の守り方と心構え
- エ 地域における地震・津波防災の取組 等

### (4) 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報

危険物を取り扱う施設や不特定多数の者が出入りする施設等、防災上重要な施設の管理者が地震発生時に適切な行動がとれるよう、防火管理講習会等を通じて防災教育を図るものとする。

### (5) 自動車運転者に対する教育・広報

地震発生時に運転者として適切な行動がとれるよう、広報等を行うものとする。

### (6) 相談窓口の設置

浦幌町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。